

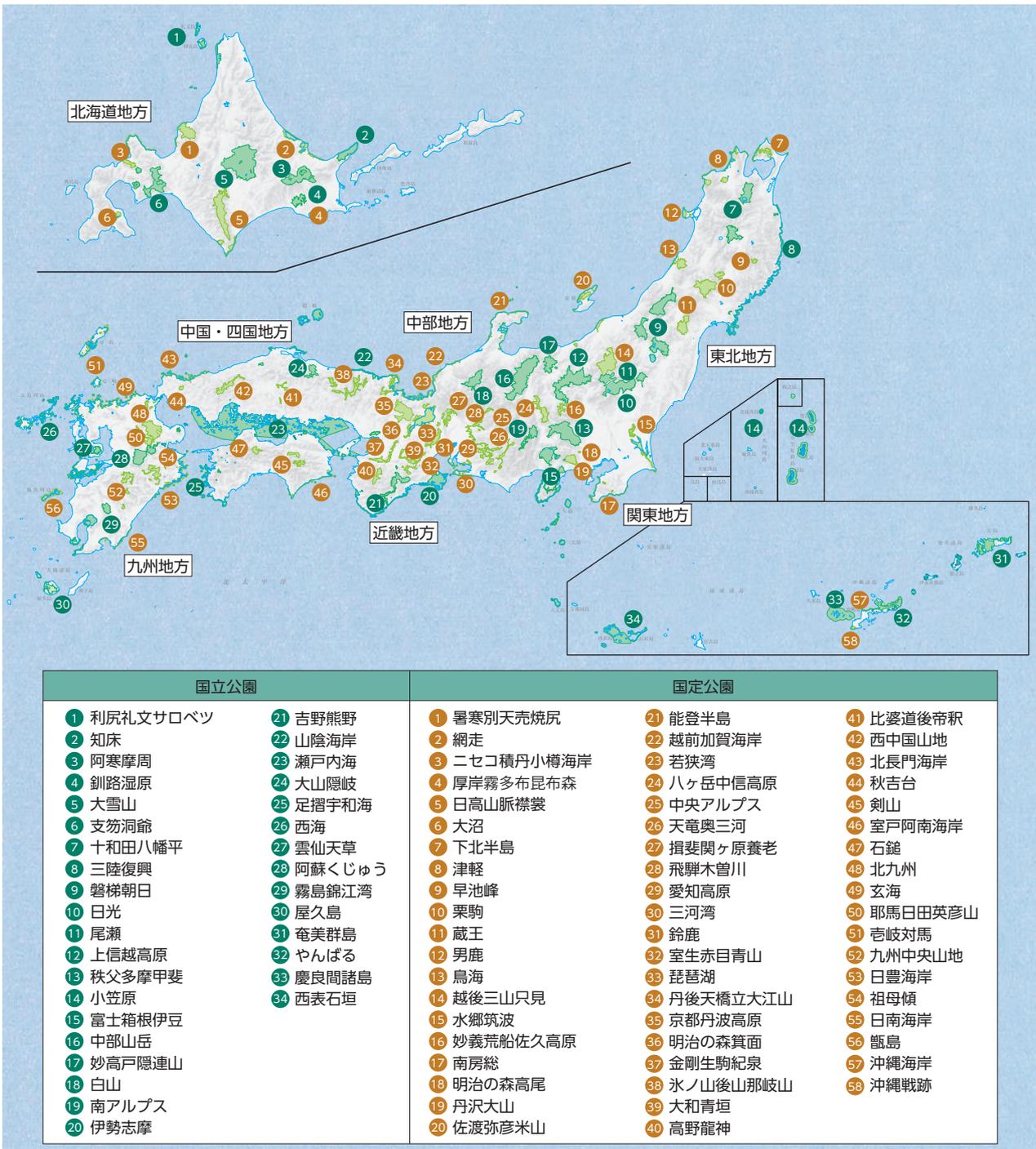
(2) 自然公園

ア 公園区域及び公園計画の見直し

自然公園法（昭和32年法律第161号）に基づいて指定される自然公園（国立公園、国定公園及び都道府県立自然公園）は、国土の14.8%を占めており（図2-3-1）、国立・国定公園にあっては、適正な保護及び利用の増進を図るため、公園を取り巻く社会条件等の変化に応じ、公園区域及び公園計画の見直しを行っています。

2023年度は、山陰海岸国立公園について、公園区域及び公園計画の見直しを行い、京都府京丹後市から田結峠を経て兵庫県豊岡市に至る歩道周辺を公園区域に編入しました。また、西表石垣国立公園について、沖縄県石垣市の名蔵湾海域を新たに公園区域に編入し、適正な保全を行いました。瀬戸内海国

図2-3-1 国立公園及び国定公園の配置図



資料：環境省

立公園（広島県及び山口県地域）及び雲仙天草国立公園（雲仙地域）の公園区域及び公園計画の見直しを行い、公園区域線や地種区分線の明確化を行いました。このほか、支笏洞爺国立公園、十和田八幡平国立公園（十和田八甲田地域）、尾瀬国立公園、小笠原国立公園、中部山岳国立公園の公園計画の見直しを行いました。さらに、伊勢志摩国立公園、山陰海岸国立公園、雲仙天草国立公園（雲仙地域）、西表石垣国立公園（西表地域）においては、改正自然公園法に基づく「質の高い自然体験活動の促進に関する基本的な事項」を新たに公園計画に位置付けました。

## イ 自然公園の管理の充実

国立公園の管理運営については、地域の関係者との協働を推進するため、協働型管理運営の具体的な内容や手順についてまとめた「国立公園における協働型管理運営の推進のための手引書」に沿って、2023年3月時点で、総合型協議会が23の国立公園の30地域に設置されています。また、自然公園法に基づく公園管理団体については、国立公園で7団体と国定公園で2団体が指定されています。

国立公園等の貴重な自然環境を有する地域において、自然や社会状況を熟知した地元住民等によって構成される民間事業者等を活用し、環境美化、オオハンゴンソウ等の外来種の駆除、景観対策としての展望地の再整備、登山道の補修等の作業を行いました。

生態系維持回復事業計画は、13国立公園において14計画（2024年3月末時点）が策定されており、各事業計画に基づき、シカや外来種による生態系被害に対する総合的かつ順応的な対策を実施しました。また、生物多様性保全上、特に対策を要する小笠原国立公園及び西表石垣国立公園において、グリーンアノールや外来カエル類の防除事業及び生態系被害状況の調査を重点的に実施し、外来種の密度を減少させ本来の生態系の維持・回復を図る取組を推進しました。加えて、2015年に策定した国立・国定公園の特別地域において採取等を規制する植物（以下「指定植物」という。）の選定方針に基づき、21の国立・国定公園（2024年3月末時点）において指定植物を見直しました。また、国立公園等の管理を担う国立公園管理事務所を新たに1か所設置するとともに、アクティブ・レンジャー等を増員して現地管理体制の充実を図りました。

## ウ 自然公園における適正な利用の推進

自動車乗り入れの増大による、植生への悪影響、快適・安全な公園利用の阻害等に対処するため、「国立公園内における自動車利用適正化要綱」に基づき、2022年度は、20国立公園の30地区において、地域関係機関との協力の下、自家用車に代わるバス運行等の対策を実施しました。

国立公園等の山岳地域において、山岳環境の保全及び利用者の安全確保等を図るため、山小屋事業者等が公衆トイレとしてのサービスを補完する環境配慮型トイレ等の整備や、利用者から排出された廃棄物の処理施設整備を行う場合に、その経費の一部を補助しており、2023年度は日光国立公園及び中部山岳国立公園において環境配慮型トイレの整備等（計5か所）を支援しました。

2023年度に入り、国内外の観光需要が急速に回復し、一部の地域・時間帯で混雑やマナー違反による地域住民の生活への影響や、旅行者の満足度低下など、いわゆるオーバーツーリズムへの懸念が生じたため、2023年10月に観光立国推進閣僚会議において「オーバーツーリズムの未然防止・抑制に向けた対策パッケージ」が決定されました。これを受けて、軽装登山やごみ投棄等の問題が顕在化している富士山（富士箱根伊豆国立公園）については、2024年3月に富士山における適正利用推進協議会において富士登山におけるオーバーツーリズム対策が取りまとめられました。

### (3) 鳥獣保護区

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「鳥獣保護管理法」という。）に基づき、鳥獣の保護を図るため、国際的又は全国的な見地から特に重要な区域を国指定鳥獣保護区に指定しています（表2-3-1）。